

議第106号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、訴えの提起について、平成29年8月17日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

1 相手方

呉市安浦町三津口字高須326番地の19
株式会社ゆうとびあセトウチ
代表取締役 伊藤 健士

2 滞納水道料金の額（訴訟物の価額）

21,820,987円

3 請求の要旨

相手方は、呉市に対し、滞納水道料金を支払うこと。

4 請求の原因

相手方は、水道料金を滞納しており、呉市に対して誓約書を提出して分割納付を約していたが、これを履行しなかった。そこで、呉市は、相手方に対し、再三にわたる督促等を行ったが、これにも応じず、もはや自発的に滞納水道料金を納付する意思が認められないと判断されるので、相手方に対し、滞納水道料金の支払を求め、裁判所に訴えを提起する必要がある。

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

（提案理由）

裁判所に訴えを提起するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出する。